

日介支専協第 30-0092 号

平成 30 年 7 月 3 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

「介護保険最新情報 Vol. 660」の発出について（ご連絡）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、介護保険最新情報 Vol. 660『「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について』が発出されましたので、資料を添付しご連絡申し上げます。

介護サービス事業の書類削減に関する「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布されたことを受けて、それを周知する老健局長通知です。

指定申請の際に提出する書類の一部項目を削除する内容で、当協会からもパブリックコメントに意見を提出していたものです。削除する項目は、「申請者または開設者の定款、寄付行為等」「事業所の管理者の経歴」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」などです。施行日は、平成 30 年 10 月 1 日です。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

以上